

青森労働局からのお知らせ

令和4年5月2日

「雇用調整助成金等の不正受給の対応を厳格化しています」のお知らせ

雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金は多くの事業所にご利用いただいておりますが、虚偽の申請を行うなど、一部に不正な受給が見られることから、青森労働局では青森県警察本部との連携を強化し、不正受給対応を厳格化しております。悪質な場合、捜査機関に対し刑事告発を行うなど、不正受給は結果として会社や従業員の生活に深刻な影響を及ぼす可能性がありますので、適正にご利用ください。

詳しくは、厚生労働省の雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）のページをご覧ください。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

お問い合わせ先：職業安定部職業対策課 <電話番号> 017-721-2003
関係資料：リーフレット（別添）

人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内

- 上記助成金制度の概要をご紹介します（中小企業対象）。
支給申請先は、青森労働局雇用環境・均等室となります。

	①機器等導入助成	②目標達成助成
主な支給要件	ア テレワーク制度の新規導入 イ 実施計画認定日以降、対象機器導入等取組の実施 ウ 評価期間において、一定数のテレワーク実施労働者がいる エ テレワークを実施しやすい職場風土作りの取組実施	ア 評価期間後1年間の離職率が30%以下等、一定数以下であること イ 評価期間（目標達成助成）において、左記ウに同じ
支給額	オ 支給対象経費の30% ※ 一定の上限額あり	ウ 支給対象経費の20% [35%] ※ 一定の上限額あり

（注）上記②の [35%] の目標達成助成は、生産性要件を満たした場合

詳しくは、厚生労働省の人材確保等支援助成金（テレワークコース）のページをご覧ください。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 <電話番号> 017-734-6651

働く女性の母性健康管理、不妊治療を受けやすい環境整備について

- 働く妊婦・事業主の皆さまへ
母性健康管理指導事項連絡カードが令和3年7月1日から改正されました。
また、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について、**対象期間が令和5年3月31日まで延長されます。**

【働く妊婦の皆さま】

主治医から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため母健連絡カードを書いてもらい、事業主に提出しましょう。

【事業主の皆さま】

母健連絡カードに記載された主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。

- 不妊治療と仕事の両立にお悩みの方はご相談ください。
雇用環境・均等室では、不妊治療を受けている方や、これから受けようとしている方からのご相談に対応し、不妊治療と仕事の両立を支援するため、事業主に
対し、ご要望を踏まえて説明や情報提供、環境整備についての働きかけなどを行っています。
- 両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）など中小企業事業主に対する支援
- 制度導入マニュアルなど、啓発資料の配付

お問い合わせ先：雇用環境・均等室

<電話番号> 017-734-4211

※ 掲載している青森労働局の取組については、貴団体の関係部署において情報共有していただくとともに、掲載している記事の内容について、貴団体のホームページや広報誌等への掲載について御検討いただきますようお願いいたします。